

2024. 5. 27

< 配信枚数2枚 >

報道関係者 各位

大学職員の新たな働き方、始まる 学校法人立命館 学内副業制度について

複雑化する社会の中、新たな価値を創造するプロフェッショナルな大学職員へ

学校法人立命館は、大学職員の専門性と総合性を併せ持つ新たな人材育成を進めています。このたび、多様な人材と協働して課題解決や価値創造を推進する総合性を高める取り組みとして「学内副業」制度を試行的に実施しています。

【背景】

立命館では、大学職員の業務が急激に多様化、複雑化、高度化していく中、さまざまな人事政策を進めてきました(※1)。現在は、2030年に向けた学園の中長期ビジョンを遂行するため、全学での議論を踏まえ、職員の専門性と総合性を併せ持つ人材(「T型人才」として、縦棒を専門性、横棒を総合性とした人材モデル)の育成を推進しています。

業務が多様化、高度化することにより、大学職員は業務に必要な専門性を高めていくことが求められています。また、単に専門性を高め業務遂行力を引き上げるだけでなく、課題解決や価値創造を行うには、多様な人材と協働し、多様な知を組みあわせる力も必要となります。

社会からは大学職員は「事務を執る」というイメージが強くありますが、複雑化する社会の中で新たな価値を創造するプロフェッショナルな大学職員に転換する必要性が叫ばれています。

【概要】

そのような社会情勢のもと、各々の業務基盤を持ちながら、多様な人材と協働して課題解決や価値創造を推進する総合性を高める取り組みとして「学内副業」制度を、2024年1月から試行的にスタートいたします。「自らの適性を発見しキャリアプランを検討する」「新たな業務分野への展開を構想する」など、大学職員にとっては、人事異動ではない形でさまざまな業務を経験することが可能となり、キャリア形成のうえでも有意義なものと考えています。また、組織においても多様な経験を持つ人材の協働による新しい価値の創出が期待できます。従来であれば個々の能力は自己申告や上司による評価で判断されてきましたが、学内副業制度により、新しい形で人材の発掘にも繋がることを期待しています。

具体的には、いくつかの部門から集約されたミッションを遂行する人材を、学園内で募集。学内副業では、現所属部課に在籍のまま、異動や兼務発令をせず他の部門の業務に従事します。従事する時間は業務時間の2割以内です(制度概要については別紙をご覧ください)。

【今後について】

今回の試行的な取り組みは、民間企業の先行事例を参考にして実施しています。今後、試行により実践的に状況や課題を明確化し、大学オリジナル制度として必要な見直しを行ってまいります。

本リリースの配布先： 京都大学記者クラブ、草津市政記者クラブ、大阪科学・大学記者クラブ
文部科学記者会

●取材・内容についてのお問い合わせ先

学校法人立命館広報課 担当:名和

TEL.075-813-8300 Email. r-koho@st.ritsumeikan.ac.jp

別紙

学内副業制度について

概要	学内副業は、現所属部門に在籍のまま、異動や兼務発令をせずに他の部課の業務に従事する制度。
目的	学内副業は、所属部課業務以外で職員が持つ力量を活かし伸ばすことや、幅広い業務を経験することで、自律的なキャリア形成を支援するとともに、組織としても多様な力量を持った職員の活用や人材の発掘、多様な人材の協働による価値創造にも繋げることを目的とする。
従事割合	学内副業は、業務時間の2割以内とし、8割以上は所属部課の業務を行う。
対象	対象は管理職以外の専任職員とする。
期間	期間は3カ月以上1年以内として予め設定する。
募集方法	学内副業は、募集する部課が定める募集要項に対し、職員個々が応募する、「手上げ型」とする。
選考	選考は、応募書面を基本に、募集部課および人事部の管理職複数名により選考する。

(※1) 立命館の人事制度一覧(一部抜粋)

カテゴリ	概要	従事割合	期間
兼務	組織対組織。複数の部/課に所属し、組織間を跨ぐ業務を行う。兼務の人事発令を行う。	個別に設定	人事異動発令から発令解除まで
学内副業	組織対人(職員)。部/課に所属のまま、学内副業先の部/課の業務を行う。所属部課と学内副業先の業務の関係は無くても良い。	2割まで	予め期間を定める(1年以内)
プロジェクト	改革/開発/改善など、目的、期間、メンバーを予め定めて設置。課内、部内、全学等他王なレベル。	個別プロジェクトによる	予め期間を定める
人材交流	立命館アジア太平洋大学(APU)と立命館大学間での知見・経験を共有。組織対組織。	個別に設定	予め期間を定める
出向	組織対組織。学園に在籍しながら学外機関に所属し、出向先機関の業務を行う。	出向先での業務が10割	予め契約により定める。
兼業	組織対個人。兼業の基準の範囲内で、個人の申請に基づき他の職を兼ねることを承認する。	学園での労働時間に含めず、週平均8時間以内	兼業先と個人の契約による。